

契約締結後の公表

飯富市民センター外2施設草刈業務委託について、次のとおり地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第3号の規定により随意契約による契約を締結したので、水戸市財務規則(平成7年水戸市規則第16号)第129条の2第1項第3号の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和6年6月10日

水戸市長 高橋 靖

1 随意契約の内容

- (1) 業務名 飯富市民センター外2施設草刈業務委託
- (2) 契約日 令和6年5月30日
- (3) 契約金額 342,513円
- (4) 契約期間 令和6年5月30日から令和6年10月31日

2 契約の相手方

- (1) 所在地 水戸市大塚町1863番地の169
- (2) 名称 公益社団法人水戸市シルバー人材センター
理事長 加倉井 健一

3 契約の相手方とした理由

高齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第三十七条に規定するシルバー人材センターであるため。